13-12 国外出張旅費などに関する規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

（総　則）

第１条　本協会の会長、副会長、専務理事、顧問、参与、個人会員および事務局幹部が協会業務のため国外に出張する場合の旅費は本規程により支給する。

２．上記以外のものであって、本協会が特に国外の出張を要する協会業務を委託する場合は、本規程を適用する。ただし、協会規程「13-13 ISO 国際会議出席費用の補助に関する覚書」に相当する法人会員に対しては、これに従う。

３．協会業務に対して、出張費用相当額が本協会以外の法人または団体などから支給される場合、本協会からは支給しない。

第２条　旅費を分けて交通費、滞在費、雑費とする。旅費の仮払いが必要な場合は事前に申請し受領することができる。

（交通費）

第３条　会長の航空運賃利用など級はビジネスクラス、会長以外の利用など級は原則としてエコノミークラスとする。

２．国外出張前に航空運賃と旅程表を提出し、帰国後２週間以内に領収証により実費精算をするものとする。　また、航空運賃には、国際線航空保険料、燃油特別付加運賃、国内空港施設使用料、海外空港使用料・空港税、代理店発券手数料も含む。

３．第８条の団体旅行の場合は団体旅行代金を適用する。

第４条　現地地上交通費のうち長距離の鉄道（１など）、バスなどの運賃は実費を支給する。

（滞在費）

第５条　滞在費とは日当および宿泊費を言う。出発日から帰国日までの日当および宿泊費は下表（１）滞在費単価一覧表および（２）地域・指定都市区分表により支給する。なお、現地における治安上などの観点から宿泊費が超過した場合は、帰国後速やかに領収証により実費精算するものとする。

２．機内泊の場合は、10,000 円（源泉所得税込み）を支給する。

３．前１および２項以外に定めなき事項が生じた場合、協会本部と別途協議するものとする。

（1）滞在費(1 日当たり)単価一覧表

（源泉所得税込み）

		Ａ地域	Ｂ地域	指定都市
日当	会長	7,000	6,000	8,000
	第１条１項に該当するもの(会長は除く)	6,000	5,000	7,000
	第１条２項に該当するもの	5,000	4,000	6,000
宿泊費	会長	22,000	19,000	25,000
	会長以外	19,000	15,000	22,000

（2）地域・指定都市区分表

		A地域	B地域	指定都市
北米地域		○		ﾛｻﾝｾﾞﾙｽ、ﾆｭｰﾖｰｸ、ｻﾝﾌﾗﾝｼｽｺ、ﾜｼﾝﾄﾝ ｼｶｺﾞ
欧州地域	西欧	○		ﾛﾝﾄﾞﾝ、ﾊﾟﾘ、ｼﾞｭﾈｰﾌﾞ、ﾌﾗﾝｸﾌﾙﾄ ﾆｭﾙﾝﾍﾞﾙｸ
	東欧		○	ﾓｽｸﾜ
アジア地域	韓、台		○	
	中国 その他		○	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ、ﾆｭｰﾃﾞﾘｰ、ﾑﾝﾊﾞｲ、上海 北京
中南米地域			○	
大洋州地域			○	
その他地域	中近東	○		ﾄﾞﾊﾞｲ
	アフリカ		○	ﾖﾊﾈｽﾌﾞﾙｸﾞ、ｱﾋﾞｼﾞｬﾝ

第６条　出発前後の準備、調査、整理の為の費用として、前条に加え 50,000 円（源泉所得税込み）以内の滞在費を支給することがある。但し、必要理由と必要額を事前に文書で提出するものとする。

（雑　費）

第７条　下記は実費を支給することがある。

1. 訪問先への土産物代など
2. 会議、展示会などの参加費、資料代など
3. 高額の通信費
4. 荷物送料、超過手荷物運賃

ただし、領収証により実費精算するものとする。

（団体旅行）

第８条　本協会が調査団などを企画する場合は別途旅行計画を作成することとする。

（保　険）

第９条　出張者側受取りの死亡保険金 3,000 万円およびそれに対応する治療保険その他の特約を含む海外旅行傷害保険の保険料は、本協会が負担する。

（その他）

第 10 条　協会業務外にて国外旅行中または団体旅行中に、協会業務のため個人旅行を行った場合の旅費は、本規程の各条項に準じて支給する。

第 11 条　団体旅行代金適用時は、出発地までおよび到着地からの国内旅費は「国内出張旅費規程２」

により支給する。但し出発当日および帰国当日の国内出張手当は支給しない。

第 12 条　海外出張に際しては、事前に「海外出張申請書」を作成し、協会の担当事務局に提出する。

（附　則）

本規程の改定は平成 27 年 11 月 25 日から発効する。

（付　記）

昭和６３年　９月１３日　制定・施行
平成　８年　９月１９日　改定（理事会承認）
平成　９年１１月２８日　改定（理事会承認）
平成１５年　３月１９日　改定（理事会承認）
平成２３年　３月１８日　確認（理事会承認）
平成２５年　３月１９日　改定（理事会承認）
平成２７年　３月１８日　改定（理事会承認）
平成２７年１１月２５日　改定（理事会承認）
２０２１年　５月１３日　改定（理事会承認）